



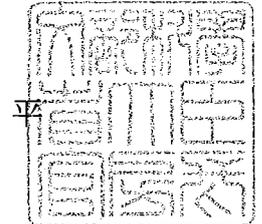
24文科初第533号
平成24年8月1日

各 都 道 府 県 知 事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省大臣官房長

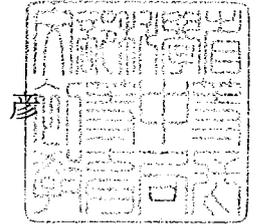
前 川 喜



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

布 村 幸



(印影印刷)

いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る
緊急調査について (依頼)

新聞等で報道されているとおり、児童生徒の自殺が発生し、その背景にいじめがあるとされていることや、本年7月に入ってから「24時間いじめ相談ダイヤル」の相談件数が大きく増加していることについて、文部科学省として大変深刻に受け止めております。先日お示した「文部科学大臣談話」にもあるとおり、子どもの命は非常に大切であり、守らなければならないものです。このためには、学校、地方公共団体、国などの関係者が一丸となって取組んでいくことが必要です。文部科学省としては、本日、大臣官房に「子ども安全対策支援室」を立ち上げ、学校や教育委員会の迅速かつ効果的な対応を支援していく所存であります。

貴職におかれましても、このような痛ましい事案が発生することのないよう、この機会に今一度、児童生徒に対し、いじめで苦しんでいる場合には、親や教員、地域の大人などに相談してほしいというメッセージを伝えていただきたいと思います。

このため、学校が夏休みの時期ではありますが、緊急にいじめの問題に関する児童生徒の状況を把握していただくための調査を実施することといたしました。いじめの問題に関する児童生徒の状況の把握に関しては、例年、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」をお願いしているところですが、この機会に、例年の調査に先行して、現時点の状況を報告していただくよう、お願いいたします。

記

- 1 提出期限 平成24年9月20日(木)
- 2 提出方法 別添様式に入力の上、E-mailによる提出(添書不要)
その際、件名は「【いじめ調査(都道府県名/認定地方公共団体名)】
各票の送付」としてください。
- 3 提出先 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係
(メールアドレス s-sidou1@mext.go.jp)

(担当)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導調査分析係

電話 03(5253)4111(内線3208)

FAX 03(6734)3735

E-MAIL s-sidou1@mext.go.jp

いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査について

1. 調査の趣旨

いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握するため。

なお、「いじめ」の定義は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」と同一である。

2. 調査・依頼内容

学校における児童生徒の状況の把握及びいじめの認知件数等について

3. 調査対象

小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校（以下「諸学校」という）

4. 調査項目

用紙	調査項目
回答票	I. いじめの認知件数等 II. いじめ問題への特色ある取組

5. 調査手順

- (1) 文部科学省より、以下の各票を、都道府県主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に送付。

回答票：本件調査の回答用紙

集計票：本件調査の集計用紙

- (2) 都道府県主管部課・小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体・各学校においては、次の手順に従う。

【都道府県主管部課の手順】

- ① 所管の私立学校に対し、回答票を送付。
- ② 所管の私立学校から提出された回答票について集計し、集計表に記入。
- ③ ②で記入した集計表を文部科学省に提出。

【小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体】

- ① 所管の学校に対し、回答票を送付。
- ② 所管の学校から提出された回答票について集計し、集計表に記入。
- ③ ②で記入した集計表を文部科学省に提出。

【各学校の手順】

児童生徒の状況を把握し、回答票に関する当該学校の状況を回答票に記入し、都道府県主管部課又は所轄の地方公共団体に提出。

- (3) 都道府県主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体から提出された集計票について、文部科学省において集計する。

6. 結果の公表の方法

この調査の結果は、全国集計を取りまとめ、公表する予定である。なお、都道府県・政令指定都市別の集計結果の公表の可能性もある。ただし、個別事案が特定されないような扱いとすることとする。

7. 資料の扱い

提出された資料に対し開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき処理する。

8. 留意事項

回答に際しては、各票に記載の「記入方法及び留意点」を確認の上、記入のこと。